

基本施策 11 防災・減災

基本施策 1 1 「防災・減災」

施策 1 「地域防災力の向上」

1. 避難行動要支援者支援事業

【地域福祉課】

災害発生時において、避難行動要支援者に対する避難支援等の推進を図るため、避難行動要支援者の情報を地域と共有するための同意取得や地域への周知を図ります。

避難行動要支援者とは

- ① 65 歳以上の高齢者のみ世帯で介護保険における要介護認定（要支援 1～2、要介護 1～2）を受けている方
 - ② 要介護認定 3 以上を受けている方
 - ③ 1・2 級身体障害者手帳所持者 ※ただし、免疫障害者を除く
 - ④ 療育手帳 A 判定所持者
 - ⑤ 1 級精神保健福祉手帳所持者
 - ⑥ 指定難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、24 時間人工呼吸器装着者
 - ⑦ 小児慢性特定疾病児童等のうち 24 時間人工呼吸器装着者
 - ⑧ その他市長が認めた者
- ・①から⑦に該当しないが相応の支援が必要と認められる方



※自宅にお住まいの方が対象です。施設や病院などに長期入所・入院されている方、サービス付き高齢者向け住宅などにお住まいの方は対象となりません。

1 同意した場合に情報を共有する機関等

船橋市（消防団を含む）、警察、船橋市社会福祉協議会、安心登録カードを通じて地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員

2 共有する内容

氏名、生年月日、性別、住所、世帯人数、電話番号その他連絡先、避難行動要支援者の状況（要介護度、障害等級、難病の有無など）

施策 2 「防災体制の充実」

1. 災害医療対策

【健康危機対策課】

本市では、災害時における医療救護活動及び公衆衛生活動等の体制強化を図るため、船橋市地域災害医療対策会議や各種訓練等を実施しています。災害時において、より多くの市民へ適切な治療等を提供できることを目指しています。

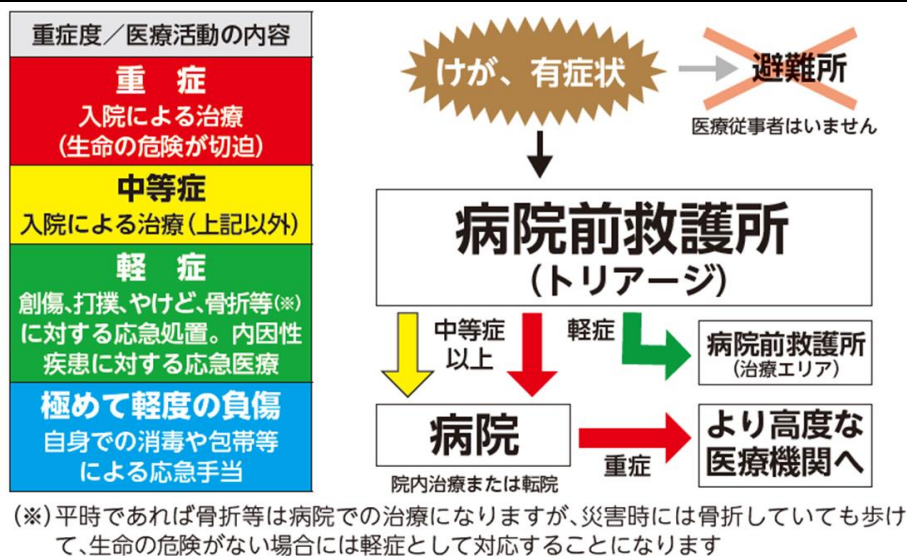
今後も、医療救護体制の整備を進め、発災直後の応急医療だけでなく、長期化する避難所生活においても医療を提供できるよう対策を図ります。

(1)発災直後の医療提供体制

本市では、震度 6 弱以上の地震が発生した際、市内 9 箇所の災害医療協力病院前に病院前救護所を開設し、市民を治療する体制としています。病院前救護所では、負傷した方をトリアージし、軽症者はその場で治療、中等症者及び重症者は災害医療協力病院内で治療しますが、状況により災害拠点病院（市立医療センター）等へ搬送します。

また、大規模な震災下にあつては、多数の市民が来院し、それぞれの病院において軽症者に対する治療医薬品の不足が見込まれることから、軽症者の治療に用いる医薬品等を災害医療協力病院と市が協力して備蓄しています。

医療提供の場所	設置数
災害拠点病院	1 ヶ所
災害医療協力病院	9 ヶ所
病院前救護所	9 ヶ所



★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 会議

(単位：回)

年度	3	4	5
船橋市地域災害医療対策会議	1★ ¹	1	1
船橋市地域災害医療対策会議医療部会※	1★ ¹	2	2
災害医療協力病院及び保健所の意見交換会	—	1	1

※…R6. 4 に船橋市地域災害医療対策会議作業部会から船橋市地域災害医療対策会議医療部会へ名称変更

(3) 訓練・研修

(単位：回)

年度	3	4	5
病院前救護所設置・運営訓練	1★ ¹	2★ ¹	4
災害医療対策本部運営訓練	0★ ²	1	2
その他訓練	—	2	—
研修	1	2	2